

## 8 酒 税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しおちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

### 酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1k1当たり従量税率）は、次のとおりである。

清	酒	アルコール分 15度	140,500円
合 成 清 酒	アルコール分 15度	79,300円	
し ょ う ち ゆ う	アルコール分 25度	248,100円	
み り ん	アルコール分 13.5度	21,600円	
ビ ル	・・・・・	222,000円	
果 実 酒 類			
果 実 酒	・・・・・	56,500円	
甘 味 果 実	アルコール分 12度	98,600円	
ウ イ ス キ 一 類	アルコール分 40度	409,000円	
ス ピ リ ツ ツ 類	アルコール分 37度	367,188円	
リ キ ュ 一 ル 類	アルコール分 12度	119,088円	
雑 酒			
発 泡 酒	原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの	105,000円	
粉 末 酒	・・・・・	320,500円	
その他の雑酒	みりんに類似するもの	アルコール分 13.5度	21,600円
	そ の 他 の も の	アルコール分 12度	98,600円